

インターネットを通じて牛肉の 販売を行う販売業者の皆様へ

国産牛肉を販売する際は「個体識別番号」を表示する必要があります。

国産牛肉の販売業者は牛トレーサビリティ法に基づいて、
個体識別番号を表示しなければなりません。

表示すべき事項

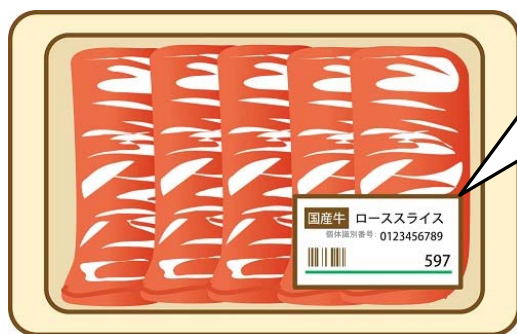
- ・個体識別番号又はロット(荷口)番号
- ・ロット番号表示をする際は問い合わせ先も表示

消費者が、購入した牛肉の個体識別番号を検索すれば、生産履歴情報をいつでも確認できるようにしておく必要があります。



個体識別番号・ロット番号の表示方法

包装や送り状などの見やすい場所へ表示します。



個体識別番号の表示例



ロット番号の表示例



(独)家畜改良センターの牛の個体識別情報検索サービスから
国産牛肉の生産履歴を確認できます。

<https://www.id.nlbc.go.jp/>

